

(公 印 省 略)
兵国保連第 3877 号
平成 28 年 11 月 18 日

関係健診等実施機関 様

兵庫県国民健康保険団体連合会
事務局長 山 田 徹 男

消費税率変更後に実施した特定健診・特定保健指導の請求方法について

平素は、本会の業務運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本会のシステムが消費税率変更に対応していなかったため、税率変更後に実施した特定健診・特定保健指導（以下、「健診等」という。）であっても、一旦、税率変更前の単価で費用決済を行い、後日、増税分の差額調整を行っていましたが、システム改修により平成 29 年 1 月受付分から、税率変更後の単価で費用決済を行うことが可能になりました。

つきましては、下記のとおり対応いたしますので、御確認頂きますようお願いいたします。

記

1 変更内容

(1) 変更前（平成 28 年 12 月受付分まで）

税率変更後に実施した健診等は、一旦、税率変更前の単価で費用決済を行い、後日、増税分の差額調整を行う。

(2) 変更後（平成 29 年 1 月以降）

税率変更後に実施した健診等は、税率変更後の単価で費用決済を行う。

※設定例については別紙資料のとおり

2 留意事項

- (1) 平成 29 年 1 月受付分以降の請求データにおいて、誤って税率変更後の単価ではなく、税率変更前の単価を設定して請求した場合、税率変更前の単価でそのまま支払いが行われ、差額の調整は行われないため、ご注意ください。（平成 28 年 12 月 6 日以降にシステムに取り込まれた請求データは、平成 29 年 1 月受付分として扱

われます)

- (2) 税率変更後の請求単価や請求額は、健診等実施機関・郡市医師会と保険者の契約に基づいた金額を設定してください。
- (3) 請求額に小数点以下の端数が生じる場合の端数処理方法についても契約に基づいた端数処理を行う必要があります。
- (4) 税率が変更になっても単価を据え置くような場合は、税率変更後に実施した健診等でも税率変更前と同じ単価を設定する必要があります。

担 当 総務部事業課健診システム係

TEL : 078-332-9502

FAX : 078-332-0986

E-mail : kenshin@kokuhoren-hyogo.or.jp

(公 印 省 略)
兵国保連第 3877-2 号
平成 28 年 11 月 18 日

関係都市医師会 様

兵庫県国民健康保険団体連合会
事務局長 山 田 徹 男

消費税率変更後に実施した特定健診・特定保健指導の請求方法について

平素は、本会の業務運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本会のシステムが消費税率変更に対応していなかったため、税率変更後に実施した特定健診・特定保健指導（以下、「健診等」という。）であっても、一旦、税率変更前の単価で費用決済を行い、後日、増税分の差額調整を行っていましたが、システム改修により平成 29 年 1 月受付分から、税率変更後の単価で費用決済を行うことが可能になりました。

つきましては、下記のとおり対応いたしますので、御確認頂きますようお願いいたします。また医師会傘下の健診等実施機関へ周知頂きますようお願いいたします。

記

1 変更内容

(1) 変更前（平成 28 年 12 月受付分まで）

税率変更後に実施した健診等は、一旦、税率変更前の単価で費用決済を行い、後日、増税分の差額調整を行う。

(2) 変更後（平成 29 年 1 月以降）

税率変更後に実施した健診等は、税率変更後の単価で費用決済を行う。

※設定例については別紙資料のとおり

2 留意事項

- (1) 平成 29 年 1 月受付分以降の請求データにおいて、誤って税率変更後の単価ではなく、税率変更前の単価を設定して請求した場合、税率変更前の単価でそのまま支払いが行われ、差額の調整は行われないため、ご注意ください。（平成 28 年 12 月 6 日以降にシステムに取り込まれた請求データは、平成 29 年 1 月受付分として扱

われます)

- (2) 税率変更後の請求単価や請求額は、健診等実施機関・郡市医師会と保険者の契約に基づいた金額を設定してください。
- (3) 請求額に小数点以下の端数が生じる場合の端数処理方法についても契約に基づいた端数処理を行う必要があります。
- (4) 税率が変更になっても単価を据え置くような場合は、税率変更後に実施した健診等でも税率変更前と同じ単価を設定する必要があります。

担 当 総務部事業課健診システム係

TEL : 078-332-9502

FAX : 078-332-0986

E-mail : kenshin@kokuhoren-hyogo.or.jp

消費税率変更後に実施した特定健診・特定保健指導の

請求方法について（資料）

消費税率変更時の請求方法について例をお示しします。

なお、どの事例についても消費税率の変更分をそのまま単価に反映したケースになりません。税率変更時に税率の変更をそのまま単価に反映せず、独自の単価（100円単位の端数を切り捨てるなど）の場合の請求金額は、保険者との契約により異なりますので、保険者と調整願います。

（1）保健指導について

★前提

平成25年度特定保健指導（動機づけ）

消費税率変更：5%→8%（平成26年4月1日）

税率変更前の契約単価：10,500円

初回面接：80%

実績評価：20%

自己負担額：0円

（ア）初回面接と実績評価の間に消費税率が変更された場合

初回面接日：平成25年12月1日

実績評価日：平成26年10月1日

【平成28年12月受付分まで】

初回面接請求データの設定方法

単価：10,500円

請求金額： $10,500 \times 80\% = 8,400$ 円

実績評価請求データの設定方法

単価：10,500円

請求金額： $10,500 \times 20\% = 2,100$ 円

本来の実績評価の請求金額は

単価： $10,500 \times 108 / 105 = 10,800$ 円

請求金額： $10,500 \times 108 / 105 \times 20\% = 2,160$ 円

※実績評価時には2,100円しか請求しておらず、本来の請求金額との間に
 $2,160 - 2,100 = 60$ 円の差額が生じていました。
この差額は後日、調整を行っていました。

【平成29年1月受付分から】

初回面接請求データの設定方法

単価：10,500円

請求金額： $10,500 \times 80\% = 8,400$ 円

実績評価請求データの設定方法

単価： $10,500 \times 108 / 105 = 10,800$ 円

請求金額： $10,500 \times 108 / 105 \times 20\% = 2,160$ 円

※実績評価の請求データに本来の請求金額で請求を行ってください。
誤って税率変更前の金額で請求を行っても、後日の差額調整は行われませんのでご注意ください。

(イ) 税率変更後に初回面接と実績評価を行った場合

初回面接日：平成26年5月1日

実績評価日：平成26年12月1日

【平成28年12月受付分まで】

初回面接請求データの設定方法

単価：10,500円

請求金額： $10,500 \times 80\% = 8,400$ 円

本来の初回面接の請求金額は

単価： $10,500 \times 108 / 105 = 10,800$ 円

請求金額： $10,500 \times 108 / 105 \times 80\% = 8,640$ 円

初回面接時には2,100円しか請求しておらず、本来の請求金額との間に
 $8,640 - 8,400 = 240$ 円の差額が生じていました。
この差額は後日、調整を行っていました。

実績評価請求データの設定方法

単価：10,500円

請求金額： $10,500 \times 20\% = 2,100$ 円

本来の実績評価の請求金額は

単価： $10,500 \times 108 / 105 = 10,800$ 円

請求金額： $10,500 \times 108 / 105 \times 20\% = 2,160$ 円

実績評価時には2,100円しか請求しておらず、本来の請求金額との間に

$2,160 - 2,100 = 60$ 円の差額が生じていました。

この差額は後日、調整を行っていました。

【平成29年1月受付分から】

初回面接請求データの設定方法

単価： $10,500 \times 108 / 105 = 10,800$ 円

請求金額： $10,500 \times 108 / 105 \times 80\% = 8,640$ 円

実績評価請求データの設定方法

単価： $10,500 \times 108 / 105 = 10,800$ 円

請求金額： $10,500 \times 108 / 105 \times 20\% = 2,160$ 円

初回面接、実績評価ともに請求データに本来の請求金額で請求を行ってください。

誤って税率変更前の金額で請求を行っても、後日の差額調整は行われませんのでご注意ください。

(2) 特定健診について

特定健診については現在、税率変更を跨ぐ請求データが存在していないため、今後の請求方法をお示しします。

★前提

平成31年度特定健診

消費税率変更：8%→10%（平成31年10月1日）

税率変更前の契約単価：10,800円

自己負担：0円

健診実施日：平成31年12月1日

請求データの設定方法

単価： $10,800 \times 110 / 108 = 11,000$ 円

請求金額：11,000円

誤って税率変更前の単価で請求を行っても、後日の差額調整は行われませんのでご注意ください。